

岩嶺寺衆徒の身支配

野口 安嗣

はじめに

立山連峰の麓、常願寺川沿いに位置する岩嶺寺は、上流の芦嶺寺とともに近世には立山権現を祭主とする神仏混淆の信仰形態をもつ集落であった。江戸時代立山は、白山・倶利伽羅・石動山・能州一宮などとならび、加賀藩歴代藩主の祈願所として、寺社奉行の管轄下におかれていた。そのため、境内地はもちろん社地敷地の内にある衆徒の屋敷や田地、そこに居住する百姓にいたるまで寺社奉行の支配をうけていた。しかし、天保8年(1837)藩の上方仕法の実施以来、岩嶺寺衆徒・芦嶺寺衆徒の身支配については混乱を招いた。というのは、嘉永6年(1853)3月の藩の裁定により宗教上の身分は寺社奉行支配とし、上方や山方及び社地敷地の内にある衆徒の居住地はすべて郡奉行支配となり、両奉行からの支配をうけることになったからである。そこで岩嶺寺衆徒は、安政5年(1858)の大地震の復興にあたり、あらためて寺社奉行の支配になるよう詮議してほしいと申し出たのが一連の経緯である。

これまで、芦嶺寺の身支配に関する諸問題につ

いては、米原寛氏が『芦嶺寺門前地の形態』¹⁾や『宗教村落芦嶺寺における門前百姓について』²⁾という論文で衆徒・社人と門前百姓の身分問題について明らかにし、筆者もかつて『藩政末期における芦嶺寺門前の身支配』³⁾や『芦嶺寺門前百姓にかかる新史料』⁴⁾の中で「三ノ巻」⁵⁾等の問題を通して門前百姓の身支配について検討したことがあるが、岩嶺寺についてはいまだ藩政末期における身支配に関する諸問題については明らかにされていない。

そこで本稿では、岩嶺寺衆徒が寺社奉行所に提出した嘆願書ならびに加賀藩の裁定にいたるまでの経緯を記した『立山衆徒支配一件』⁶⁾や新川郡奉行の金谷孔彰が算用場へ報告した『新川郡岩嶺寺等身支配方之義二付心附之趣御内達物控』⁷⁾を主たる分析材料とし、岩嶺寺に現存する地方文書や『越中立山古文書』⁸⁾・『越中立山古記録』⁹⁾を援用しながら、加賀藩の宗教村落岩嶺寺への支配の実態を検証し、幕末における藩の宗教政策の一端である靈山御師に対する支配のあり方を明らかにする一助としたい。

1. 宗教村落岩嶺寺の構成

1-1. 岩嶺寺という村

岩嶺寺は、古くから常願寺川上流の芦嶺寺とともに立山山中に修行する行者の活動拠点として開けた。鎌倉時代に増補された『伊呂波字類抄』十卷本巻4所収の「立山大菩薩」の条(史料①)には慈興上人が建立した寺として岩嶺寺の名がみられ、この頃には立山信仰の拠点寺院の1つとして確立していたものと考えられる。

【史料】①

薬勢聖人自大河南者、薬勢之建立三所、上本宮、中光明山、下報恩寺、慈興聖人建立者、自天河北三所、上葦嶺寺根本中宮、横安楽寺又高禅寺又上巖山之頂禅光寺千柿也、下岩嶺寺今泉也

岩嶺寺雄山神社に保管されている『岩嶺寺前立社壇藏文書』のうち、最古の日付を持つものは、明応

元年(1492)の「立山寺御神領針原公文給帳」¹⁰⁾であり、当時は富山市針原の田畑を莊園として所持していたことがわかる。しかし、それ以前の文明6年(1474)に立山寺院主明舜が願主となり、鐘を鑄造していたことが射水市新湊の専念寺の鐘銘にみられる。(史料②)

【史料】②

奉鑄鐘一口

越中国新川郡太田保面白寺開山

立山寺院主 明舜法印願主

于時文明六甲午 卯月二日

近世初めには、越中を支配した佐々成政が、天正11年(1583)に岩嶺寺の23坊に対して、立山権現の堂社・祭礼を復興をはかるべく450俵の地を寄進した。¹¹⁾その後、加賀・能登・越中を支配した前田利家も、天正16年(1588)に立山寺衆徒神主に対して、100俵の地を寄進し、堂塔の造営・祭礼勤行の励行を申し渡している。¹²⁾

さらに、2代藩主前田利長が慶長7年(1602)に¹³⁾、3代藩主前田利常も元和元年(1615)に¹⁴⁾、立山寺衆徒神主へ利家同様100俵の地を寄進し諸役を免除し、堂塔の修理・祭礼勤行の励行を申し渡している。これらの書状から、岩嶺寺は古くは立山寺と称されていたことがわかる。

加賀藩の庇護に対して岩嶺寺は、藩の祈願所として、年頭や歳暮にあたって護摩供養をおこない、藩主をはじめ一門の武運長久・息災延命・国家安全や藩主とその一族の病氣平癒・安産・道中安全などを祈り、あるいは降雨・止雨などの祈禱を行い、藩に巻数や護符を納めていた。現在岩嶺寺雄山神社前立社壇所蔵の岩嶺寺文書には、180点あまりの祈禱に関

する史料が残っている。

また、寄進地100俵のほかに、『岩嶺寺延命院文書』¹⁵⁾明暦元年(1655)11月21日の条の岩嶺寺坊中の年貢米相済状によれば、271石内免5ツ4歩であった。それが、明暦年中に4石上乘せされ(史料③)、『岩嶺寺延命院文書』寛文2年(1662)11月25日の条の岩嶺寺肝煎目代の皆済状では、275石内免5ツ4歩となった。それ以後、延宝5年(1677)の芦嶺寺「一山旧記扣」¹⁶⁾では、325石内50石寄進高、免5ツ4歩、天保8年(1837)の「御高并柴山等書上帳」¹⁷⁾では、岩嶺寺の草高275石、寄進地50石であった。

1-2. 岩嶺寺の衆徒

近世岩嶺寺の構成は、宗務を担当する衆徒と門前の百姓から成っていた。衆徒たちは、立山禪定人の宿坊の主人として、また坊名で高(田畑)をも所持していた。¹⁷⁾坊名が確認できる史料として、佐々成政が天正11年(1583)に岩嶺寺の23坊に与えた寄進状がある。¹¹⁾その後約100年ごとの変遷をたどってみると、貞享3年(1686)の「立山寄付券記」¹⁸⁾では24坊が名を連ねて黒印を押しており、安永5年(1776)の「納得定証文之事」¹⁹⁾では同名の24坊の花押がみられる。それらをまとめたのが第1表であり、さらに図2の安政5年(1858)の大地震以後の坊の配置でも同名の24坊が確認できることから、江戸時代を通じて、岩嶺寺24坊の名称は変わらなかったことがわかる。しかし、天正11年(1583)以降の岩嶺寺絵図(写真①)には、12の旧坊家の跡地「白蓮坊・慶蔵坊・寶門坊・両巖坊・巖光坊・善寶坊・円満坊・現相坊・常樂坊・菩提坊・寶林坊・無上院」が描かれていることから、江戸時代初めには24坊に確定するまで多少の変遷があったと考えられる。

【第1表】『岩嶽寺前立社壇藏文書』にみる宿坊の変遷一覧

天正11年(1583)	変遷	貞享3年(1686)	変遷	安永5年(1776)
千光坊 常住坊 惣持坊 圓林坊 財智坊 多賀坊 無動坊 玉林坊 中道坊 覺乗坊 密藏坊 玉藏坊 実相坊 一乗坊	(1)	千光坊 常住坊 惣持坊 圓林坊 財智坊 多賀坊 無動坊 玉林坊 中道坊 覺乗坊 密藏坊 玉藏坊 実相坊 一乗坊	変 わ ら ず	千光坊 常住坊 惣持坊 圓林坊 財智坊 多賀坊 無動坊 玉林坊 中道坊 覺乗坊 密藏坊 玉藏坊 実相坊 一乗坊
藏塩坊 明静坊 六角院 院主御坊	(2)	藏生坊 明星坊 六角坊 延命院		藏生坊 明星坊 六角坊 延命院
長吏御坊 白蓮坊 花藏坊 蓬門坊 楞嚴坊	(3)	圓城坊 圓光坊 永泉坊 実教坊 南泉坊 般若院		圓城坊 圓光坊 永泉坊 実教坊 南泉坊 般若院

- (1) 天正11年から連綿と存在する坊家。
 (2) 天正11年に存在した坊家に推定される坊家。
 (3) 天正11年に存在した坊家が加賀藩支配の頃には退転し、あらたにできた坊家。

ただし、長吏御坊はどの坊家あったかは未詳である。



写真①：「岩嶽寺境内並新旧坊中及び新領地全域見取絵図」(部分)
岩嶽寺前立社壇藏絵図25

1-3. 岩嶽寺の門前

岩嶽寺門前の推移については、天保12年(1841)6月の条²⁰⁾の岩嶽寺目代から十村神保助三郎にあてた書上(史料③)に、「岩嶽寺衆徒持高は、古くは門前19軒により開墾され、寛永17年(1640)秋ヶ島用水の完成によって、万治年中(1660年頃)までに岩倉村の人々が移り住み宮路岩倉村ができ、岩倉村には7軒が残った。」と報告されている。これを裏付ける史料として、『岩嶽寺多賀坊文書』²¹⁾の寛保3年(1743)12月の条で、門前の7人「久太郎・儀右衛門・庄右衛門・四右衛門・与四右衛門・吉右衛門・文学」が確認できる。ただし高持百姓として現存史料で名前が確認できるのは、延宝5年(1677)4月28日の条²¹⁾の「五一歳長蔵・十九歳茂吉」の2名と天保8年(1837)9月の条²²⁾の「門前清九郎」で、嘉永6年(1853)までには、「尤門前之者共、高持不申」として田畑を所有する者がいなくなっている。(史料④)

また、江戸時代後期、高(田畑)を所有しない門前の人々のくらしは、岩嶽寺境内に居住して、祈祷法要の時に若党などを勤めたり、禪定人の荷物人足をおこなっていたことがわかる。(史料④⑤)

『岩嶽寺前立社壇藏文書』丑(天保12年(1841))6月の条より、以下を翻刻、一覧する。

【史料】③

口上書付を以、御願申上候

一、拙僧共所持御高之元根ハ、往古當山門前拾九軒御座候節、明応年中より當山領地水向寄ニ開田仕居候之所、時移り而、(中略)寛永十七年ニ秋ヶ島用水出来ニ付、夫々分地新開所与相成、右岩倉村之者共、万治年中迄彼之新開所へ転住仕、今更宮路岩倉村一村相立、跡々七軒ならて相残、于今當山門前高二而御座候得共、右神領高ハ拙僧共持伝、尤秋ヶ島用水以来少々開添高仕立、明暦年中ニ四石手上高、都合貳百七拾五石、御免五ツ四歩、

(中略)

丑 六月 岩嶺寺目代
神保助三郎 殿

『岩嶺寺前立社壇藏文書』丑(嘉永6年(1853))
6月の条より、以下を翻刻、一覽する。

【史料】④

乍恐書附を以御催促旁奉願候

(中略)、拙僧共、立山権現之蒙別当職、古今不変
之神地境内ニ、衆徒門前之輩迄居住罷在、其間ニ、
末社茂御座候、尤門前之者共、高杯持不申、御祈願
法用之節、若党等相勤、当御役所之御支配之者ニ御
座候。(中略)

丑 六月 立山別当岩嶺寺
寺社御奉行所 衆徒中 印

『芦嶺寺一山会藏文書』卯(文政2年(1819))2
月18日の条より、以下を翻刻、一覽する。

【史料】⑤

一、禪定人有之節、荷物人足ニ罷出候義、岩嶺寺門
前之百姓六七人も居申、賃錢を以助成ニいたし来
候處、(中略)

卯 二月十八日 富田外記 印
青山将監 殿

1-4. 小結

岩嶺寺は、芦嶺寺とともに近世において衆徒や門

前百姓が居住するところであり、立山禪定人の宿坊
のらび建つ部落であった。この宿坊集落の発展過
程や規模については、明らかにすべき十分な史料が
ないため詳細にはわからない。ただし人口について
は、寛政元年(1789)には98人が集落を形成してい
たことが、巡見上使に対して、玉蔵坊・玉林坊・圓
光坊が「豎百間斗横五拾間之内ニ家立御座候、男女
九拾八人居住候」⁷⁾と答えた史料からわかる。さら
に、安政5年(1858)には、岩嶺寺衆徒・門前の百
姓184人が藩に地震により救助米を要請した史料か
ら²³⁾、当時の人口を窺い知ることができる。

近世の岩嶺寺集落の宗教活動としては、藩の祈願
所として峰の本社を初めとした諸堂社の造営・修復
や、祭礼勤行があげられる。¹²⁾そのため堂社の維持・
管理には、藩からの造営・修復などの費用や臨時の
寄進がおこなわれ庇護されていた。さらに藩では、
岩嶺寺衆徒の勧進活動の一環として、萬人講²⁴⁾や出
開帳²⁵⁾を認めている。明和5年(1768)の萬人講で
は、13会の興行が認められ諸堂社の復興ならびに遷
宮費用に充てられている。また、出開帳とは、藩の
許可のもと領内の開帳寺院を宿寺として、立山権現
(矢疵阿弥陀如来像)や諸獄の靈仏・宝物を拜ませ、
信者から信施を集めるものであった。これらの活動
によって諸堂復興の費用がどれだけ得られたかの詳
細を知ることはできないが、藩との関係はきわめて
緊密であり、立山が祈願所としての役割果たしてい
たことがわかる。

2. 衆徒の身支配に対する加賀藩の認識

2-1. 嘉永6年(1853)の加賀藩の裁定

岩嶺寺衆徒や芦嶺寺衆徒は、加賀藩藩政期におい
て、藩の祈願所として50石の寄進及び諸役を免除さ
れていた。このため、境内地はもちろん社地敷地の
内にある衆徒の屋敷や田地、そこに居住する百姓に
いたるまで寺社奉行の支配をうけていた。しかし、

天保8年(1837)藩の上方仕法の実施以来衆徒・百
姓に対する身支配は混迷し、天保14年(1843)8
月には、芦嶺寺で寺社奉行の役人武田清左衛門が、
百姓に対して郡奉行の家作見分が終わっていたにも
かかわらず、反対を押し切って見分をした²⁶⁾ことに
端を發して「三ノ壺」⁵⁾の問題が起きた。それ以来、

岩嶺寺衆徒や芦嶺寺衆徒の身支配については、寺社奉行所と郡奉行所との間で協議が繰り返され、ついに嘉永6年（1853）3月に藩の裁定がくだった。

『新川郡岩嶺寺等身支配方之義二付心附之趣御内達物控』の嘉永6年3月の条より、以下を翻刻、一覧する。

【史料】①

嘉永六年御裁判書

写

立山芦嶺寺等身支配方之儀ニ付、其以来御郡奉行与懸合之趣、紙面且同寺等願之趣書付等時々添書を以被出之候。依之段々遂ニ僉議候處、立山之儀ハ御境筋御縮方も有之、衆徒共身分一円各支配与有之候而者、何歟御縮方指支之趣も有之、全外寺庵方之引競ニ難相成義共有之候。しかし、御元祖様初めより被下置候御判物等ニも衆徒中与有之候得者、法義ニ付而之身分者、尤各可為支配候。乍去当時衆徒共居所者勿論之事社地迄も全新川郡郡奉行支配地ニ而、村御印ニハ芦嶺寺岩嶺寺百姓与有之候得者、山方高方ニ付而之身分ハ右奉行可為支配候。右等之趣ニ而芦嶺寺等身分両支配之儀候得者、其品ニより御郡奉行示合不被申而ハ、彼方ニおゐて指支之儀も可有之候間可有心得候間、尤右之趣右奉行江も申渡候条、被得其意、以来衆徒共心得違無之様可被申論候事。

三月

この裁定で、「立山は信州や飛騨との境界の差配もあり、衆徒の身支配を全て寺社奉行支配とすることは、他の寺庵と比べても難しいことである。しかし、前田利家公のお墨付きにも衆徒中と明記されていることから、宗務についての身分は寺社奉行支配とするが、村御印には百姓の記載があることから、高方や山方及び社地敷地の内にある衆徒の居住地はすべて新川郡奉行支配地とする。」とした。

2-2. 萬延元年（1860）の加賀藩の裁定

岩嶺寺衆徒は、嘉永6年（1853）3月の藩の裁定に対して、一度は請書を提出して承諾したが、安政の大地震（1858）の転地替えを契機として、寺社・郡両奉行の支配を改めて寺社奉行のみの支配にしたいと願いだした。以下の史料は、岩嶺寺衆徒からの嘆願（史料②）に対して、寺社奉行から藩年寄への報告（史料③）、これをうけての藩年寄の裁定（史料④）の一連の経緯を示したものである。

『立山衆徒支配一件』の立山岩嶺寺芦嶺寺衆徒身分等重而寺社奉行支配被仰付候一件より、以下を翻刻、一覧する。

【史料】②

乍恐口上書付を以御歎願申上候

一、今度者、地震ニ付立山温泉場所字ケ出シ原統湯川将又真川両川之源奥双方山崩合、谷川埋溪々水溜り居候處、当三月十日・四月二十六日時分不遑昼正九ツ時ニ切レ出大洪水与相成、当山之内下夕居住九ヶ坊、別テ当山地主刀尾天神社境内等まで泥付与相成、大々害至極之趣共委曲先達御注進書付御達申上候通り之次第ニ付、元ト之居所ニハ迎も再建難成ニ付、転地仕度旨奉存候得共、

近年拙僧共身分両支配之旨被仰渡、其上居住地者勿論社地迄も全新川御郡御奉行所可為御支配旨、被仰渡御坐候付奉存其節候得共、右候條之内、山方高方両様ニ限り御郡所江御請指置、尤社地居住地等之義未夕御請仕候茂、大宝元年立山峰開闢より峰麓一躰ニ而、萬古不変靈地神代も社僧相勤、尤神地居垣根之内居住与全相心得罷在候所ニ致相違、誠ニ御治世以来御三代様共御同意之思召を以御印物等被為下置、猶更御祈願所及ニ御目見寺格ニ御取立被為遊、当御建立等之諸堂社も御坐候建チ下夕迄も右新川御郡所御支配之御趣意与御座候而者、誠以愚案之衆徒共弥不思議、不変之靈地も変留之姿ニ押移、剩前田五郎兵衛様之御判物ニも

致齟齬候。尤右御判物ニハ、立山寺之義者御寄進之地ニ候間、衆徒神主一切諸役等之義有問敷之御調被為下置候得者、乍恐地元之義ハ不及申上、其地役此迄も御入念之御捨免状と奉察入候所、御郡方ニおゐて、諸役御免状にて地元御寄進状ニ而ハ無御座候杯申諭御坐候得共、譬諸役御免状ニ候共、諸役御捨免被為遊候地元ニ御座候得者、御寄進之地元ニ相違御座間敷ニ相心得、剩御寄進之地ニ候間之御調被為下置候へハ、全土地御寄進之御判物ニ相違無御坐、然者猶も地と字ニ迷候拙僧者、大勢之者心得違も御座候て、当御奉行所も大勢之僧共氣満仕候様、精誠御申諭御坐候ハバ難在添仕合与奉存候、尤右御判物之御趣意之御考シ御坐候哉。

先年檀ヶ原御林御縮方之義ニ付、御算用場御詮義之上、寺地迄之御寄進明白ニ相分り而之御紙面を以被仰渡も御座候得共、御郡代ニおゐて如何様御申諭御座候も、土地御寄進之地元ニ転変不在候而相聞来候處、近年御郡御奉行所御支配之趣与仰渡甚以迷惑之損多ク御坐候。尤迷惑之筋と申議ハ、乍恐前田五郎兵衛様之御判物も御取揚無御坐候へハ癡失も同様、猶更御算用場之御詮義振も相捨申ニ付、迷惑之中も不止事。

社地居住地等之義再住之御僉議振奉願上置候、開来何等被仰渡も無御坐候所、今度大地其浪之後、山崩ぬまい水等之大難事兩度迄押土申候付、前願書解候通り坊中境内者不及申、第一地主刀尾天神之社江在之候得共、右御寄進之地元を離れ筋目違之御郡地ニ再建仕候義者、如何にも御神慮ニ冥加恐敷次第之奉存候間、何卒非常之事ニ候得ハ、早速転地為仕度候間、乍恐御判物等之御筋目混雜不仕候様被為来下候ハバ、神地ニ而地之御掘分被仰付候ハバ、清浄地元ニ再建并御坊致転寺古格之通式拾四坊連続仕候得者、御制札之表ニも不相洩、然バ御祈願社職全ク仕候間、何卒拙僧共願之通り御聞濟被為来下候様、厚ク御願上候併願之通り御取揚難被為成候時者、多為之僧分後々永久之悲共

被存、然者御高命長久御祈願之意障り茂相来候様奉存候間、恐恐候義ニ候得共、先年再願書之本願ニ委曲書解、御判物等之写相添御達申上置候間、乍恐本願御見察之上、右願之通御慈悲之御裁判被仰付不被下候時ハ、愈衆徒一統退転之場合ニ押移、剩右御印物之御筋目相立不申候而者、奉対御先代様方江一向申上訳無御坐、将又拙僧共義ハ立山大権現之蒙妙罰、猶更先後之祖分方之教戒ニ洩レ候而者、当時之衆徒共住所も無御坐候様心符ニ徹シ昼夜之心痛難言語シ罷在申候間、乍恐衆徒一統一變之御介抱として、先年願通り被落付被下候様偏ニ奉願上候、尤当山地主神之再建安置之場所相究不申候而ハ、地主神之恐茂御座候間、何卒今度格別之御趣意を以御神慮等ニ乍見替、拙僧共願之通り意ニ被仰渡被下候ハバ、能好御神慮ニも相叶候様奉存入候。

然ハ此度当御奉行所之蒙御支配を、信之御祈願社職并法道之義も相立御国制も相守、大勢之僧分相互ニ僧道執行之副力仕度ニ奉存候間、誠恐多為御坐候得共格別之御取扱方急之御裁判之程、絶而御歎願申上候。依之神地居垣根境内暨転地場所等絵図ニ調候ハバ申上候間、前願ニ書解置候通り相違無御坐候間、神地ニ而地之損分不分明無之候様被仰付被下候様奉被願上候以上。

午六月

立山別当岩嶺寺

寺社御奉行所

衆徒中 印

【史料】③

立山温泉場等当春地震山留等ニ而、水溜り出来右溜水切れ抜、岩嶺寺衆徒之内九ヶ坊流失、坊跡泥付ニ相成居住難相成躰ニ而、転地之義可奉願處、衆徒居住地者勿論社地迄も御郡奉行可為支配旨、先達而被仰渡候之趣有之、衆徒一統心配至極仕、今度別紙歎願書ニ絵図面式通相添指出し申候付、寺社所ニおゐて遂詮義段々相調理候處、都而寺社家御普請所之義者寄進地武者拜領之内有之、改作方御竿除之地元

ニ而、御郡奉行等預支配候場所一円無御坐、

既寛政年中伐木方ニ付、岩嶺寺衆徒立山を御寄進山と調書候義有之、於御算用場詮義有之候得共、同山御寄進と申義相知不申、依而衆徒手前槌成書物有之候ハバ、可指出之旨ニ付、持伝之書物指出候所、則書物之内五郎兵衛様御判物写ニ立山寺之儀御寄進地ニ候間、衆徒神主一切諸役等之儀有間敷旨御調有之候。左候得ハ、寺地迄之御寄進ニ而諸役御免之義明白ニ相分り居候。ケ様之品を致所持ニ而御寄進山と相心得候而者、甚心得違ニ候条、右御判物之表ニ而御林山之義致治定候段申渡、請紙面可取立旨同場ニ申来其段申渡候。依而其頃迄ハ、衆徒立山者一円御寄進地与相心得罷在候處、御算用場等ニおゐて其義相知不申、漸衆徒ニ指出候書物を以相分り候様ニ而者、同場并御郡奉行手元ニ者槌成證據も無之、右書物を以御寄進山と申義衆徒心得違示相成候得共、寺地御寄進之義ハ其節槌ニ致治定候。然所於御郡奉行ハ諸役御免之書物ニ而地元ニ不抱旨申立候義も有之候得共、私共ニおゐてハ諸役御免之義ニ付、訳而御寄進地之御裁判之御書物と相心得申、右之外ニ茂神領与御坐候書物暨諸堂御建立等之趣調有之品茂有之。

且、寛政年中御判之制札被下置御條之内、於立山諸堂境内伐竹木事と御坐候。右御制札焼失ニ付、天保年中以前之通被仰付之右等御書物を以も御郡奉行可致支配筋者無之、全御寄進之義明白ニ而、御普請所之趣意相立候旨奉存候。依之別紙歎願書并絵図面暨御普請所等調理帳外ニ、私ども先達而心付之趣及御達候書物写ニ相添、都合四通り御達申候。於御調理之上御僉詮議御坐候様仕度、尤峯本社室堂ニ禪定道筋麓前立本社之義者、往古より岩嶺寺支配仕来之義相違無御坐候。則峯本社今度御再建ニ付而も、岩嶺寺江被仰渡候ままニ而、御郡方ニ者何等被仰渡者無御坐候。

依而、何分五郎兵衛様御判物之通り、前建本社并衆徒居住所境内御検地之上、改而御寄進地ニ被仰奉

候様仕度、尤芦嶺寺媯堂等地元之義も同様ニ御坐候間、此段私共ニ達而奉願候。地元各義紛敷候而者、末社再建茂指支、指当り九ヶ坊転地之義指支候而衆徒共迷惑至極候間、先右境内等地元之義取放御詮議有之衆徒願之趣早速御聞届御坐候様仕度奉存候以上。

八月九日

奥村河内守様

前田監物

【史料】④

申十月廿八日、以山森権太郎上之御所、翌日以同人被返下伺之通被仰出

越中立山岩嶺寺芦嶺寺衆徒身分支配方等之義ニ付、其以来寺社奉行と御郡奉行懸合之趣有之候二付、於私共段々詮義之上、嘉永六年三月委曲相伺、立山之義者御境筋御縮方茂有之、衆徒共身分一円寺社奉行支配と有之候而者、何於指支之趣も有之、全外寺庵之引競ニ難相成義共有之候。しかし、御元祖様初より被下置候御判物等も衆徒中と有之候得者、法義ニ付而之身分者、尤寺社奉行可為支配、乍去当時衆徒共居住所者勿論之事社地までも全ク新川御郡奉行支配地ニ而、村御印ニハ両寺百姓と有之候得者、山方高方ニ付而之身分者御郡奉行可為支配。右等之趣ニ而、芦嶺寺等身分両支配之義ニ候得者、其品ニ寄御郡奉行示合不申而者指支之義も可有之候間可有之者心得、以来衆徒共心得違無之様可申論旨寺社奉行江申渡、其段御郡奉行ニも申渡候。

然所、同年重而社地境内之義ハ御印章も御寄進地と有之、祭礼勤行等無怠慢執行可仕旨、御先代様ニ蒙仰候得者、社地境内ハ媯堂・大宮・若宮被御寄進地と相心得、大切之御建物諸堂御作事所ニ御普請有之候。境内地を御郡支配地ニ御坐候而ハ御印章ニも恐多、御祈願所之御趣意并法義相統之衆徒身分相立不申義ニ候間、右社地境内之義ハ寺社奉行之支配ニ被仰付候様仕度旨等願出候得共、右之通段々詮義之上相伺両支配ニ申渡候所、五郎兵衛様御判之品を以御寄進地之義御取揚有之事ニ相成候而者、御領国

中寺庵にも限らず御元祖様初之御墨付所持罷在候者、いか程も可有之外之指障にも相成可申、其外段々申立候趣有之候得共、往古も両支配之義今更彼是申立候義ハ不相当義ニ候間、得之会得いたし申謀候様寺社奉行申渡取揚不申候處、何分衆徒共先前之心得方相違いたし会得相成兼候由。

寺社奉行おひても右之通裁判有之候而者、衆徒共手前ニ若変死故障等之節法義并高方之断方故障之筋ニ寄分明之義も可有之候得共、元来耆人之身体を双方も致支配候筋有之ニ付、諸事相混候故障等ハ如何共難并別義も仰可有之哉。且御高所在候者故、從來両支配之姿ニ御座候所、衆徒共妻帯等全ク百姓同様之見込、法義之外者何事ニよらず、御郡奉行致支配候趣ニ申立候得共、立山にも不限真言宗之内ニハ妻帯ニ罷在候者も有之候。別而立山之義者、一山一流之天台宗妻帯ニ而常置寺庵とハ相違之廉も有之候。寛文年中之御高方御印之物ニ、御意所両寺共百姓中と有之義を以身分共致支配候旨御郡奉行申立候得共、右者御収納方ニ付而之名目ニ候故、其以來両寺共目代を相立御郡方江指向、惣而高方等之義支配を受來候旨等委曲寺社奉行心得等之趣別冊等之通申聞、先達而流失之九ヶ坊転地之義も右ニ付今以再建方出来不申旨等、是又別紙等之通迄之願出候ニ付、猶又御算用場奉行相渡遂詮議候處、御郡奉行詮議之趣是又別紙等之通申聞、

地元之義御郡奉行尔者、衆徒共五郎兵衛様御判物を土地御寄進状之趣、且御制札之義ハ御寄進地境内ニ付被下置候訳柄之旨等申立候得共、御制札等之義者如何御座候共、岩嶺寺等之義者第一御代々様御墨付ニハ土地御寄進与申義一円無御坐百俵之御高迄御寄進之訳ニ而、夫者ら村御印之表御寄進高之御書分無御坐旨等申聞尔付、猶又私共詮議仕候所、五郎兵衛様御判物写二者、立山寺之義御寄進地ニ候間、衆徒神主一切諸役等之義有間敷候、右者筑前守殿江も御理申候と有之候得共、諸役御免迄之義ニハ相聞不申候。

前段ニ五郎兵衛様御判物之品を以御寄進地之義御取揚有之候而者、外寺庵方之差障にも可相成と之詮議も御座候得共、既諸役御免之義者、五郎兵衛様御判物之通今以其通り相成罷候得者、右御寄進地之義も御調置之通相成候とて、外之指障ニハ相成申間敷ニ候得共、惣躰御算用場等とハ外古き書物等も其之由ニ而、村御印之表ハ両寺百姓と有之義而迄を以申立候得共、衆徒手前ニハ御元祖様初御書物も所持罷在何も寺号或者衆徒中等と御調相成候、百姓之名目ハ無之候。左候得ハ、寺社奉行心付之通村御印之表ハ全ク高方等ニ付而之御趣意と被容不申候所、嘉永度裁判之御趣候寄衆徒共不心腹申立、寺社奉行おひても此上申論ても無之由。元来御領国ニ而者、守へき御祈願所ニ而、御元祖様初御崇敬被為在衆徒共御目見も被仰付、寺社奉行遊支配之義ニ候得者、僧分ニハ相違も無之者を御高所持いたし候とて、全百姓之取扱ハ却而不相当哉ニ相聞、嘉永度之詮議方不追請處も有之罷と奉存候。

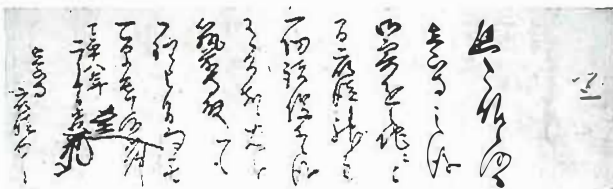
一旦右之通申渡候義ニ者御坐候得共、双方不熟ニ而者結句御縮方も難立義ニ御坐候而、以前可立帰両支配之姿を以身分者全ク寺社奉行支配、高方等ニ付而之義者新川郡御郡奉行并改作奉行取捌、両寺共目代を相立御郡奉行等支配を為受候て可然哉と奉存候。左候て、御郡奉行ニ而者、御境筋等御縮方之義可申立哉にも奉存候へ共、身分寺社奉行支配迄ニ而、御縮方行届不申と申義も有之間敷、尤高方等之義者御郡奉行等ニ而取誘申義ニ候へハ、双方支配を離れ候義者無御坐間、随分御縮方者相立可申義ニ奉存候。且又社地并衆徒居住所之義も右之通ニ御坐候間、改而寺社奉行支配之義ニ申存度、敷地境界入混居候ヶ所も有之様子ニ御座候間、猶更來春雪消次第双方立会致見分等相極申聞候様申渡候て、可然者餘之ヶ條者右支配方之處江因ミ追々懸詮議可申と奉存候付此段奉窺候、尚更被仰出付次第奉心得候。依之先達より追々指出候紙面等別紙式拾巻品入御覽申候以上。

十月廿八日

本多播磨守

安政5年（1858）6月、岩嶺寺衆徒は、安政の大地震に対して寺社奉行に次のような嘆願書を提出している。（史料②）

2月26日の大地震により、立山温泉統きの湯川・真川の源で山崩れがおこり谷川が埋まりました。そして、3月10日・4月26日の両日お昼12時ころ、川が決壊し大洪水となりました。これにより、岩嶺寺居住の9坊と刀尾天神境内までが泥につかり、とても大変なことになったことは先に詳しく報告したところです。そこで私たちは、もとの場所では再建できないので転地をしたいと願ひ出たところ、最近自分たちの身分が寺社奉行と郡奉行の両支配に言い渡され、その上、住む場所は勿論社地までも全て新川郡奉行の支配とされました。そこで私たちは、山方・高方の支配に限り郡奉行所へ承諾書を提出しましたが、社地・居住地については納得いたしておりません。それは、大宝元年に立山が開山されて以来、立山の峰から麓まで一体として、遠い昔から変わらずに社僧が勤行につとめており、神地内に居住することは、利家様・利長様・利常様の3代にわたって御墨付きを下され、祈願所及び目見寺格に取り立てられたからです。しかし藩によって建てられた諸堂社も全て新川郡郡奉行の支配となつては、私たち衆徒にとつてはいぶかしいことであり、変わらないはずの霊地も変貌し、その上前田五郎兵衛様の御墨付き（写真②）にもくい違ひをきたします。この御墨付きには、「立山寺については寄進地とし、衆徒神主は一切の諸役免除する。」とされており、恐縮ですが土地から諸役にいたるまでの免除と考へていました。



写真②：『岩嶺寺前立社壇蔵文書』天正十八年二月十日の条

ところが、郡奉行所では、「この書状は諸役免状の御墨付きであり、土地の寄進状ではない」と申され

ました。しかし、たとえ諸役免状であろうと、諸役免除の土地であるので御寄進の土地に間違いなく、その上寄進地の取り調べがおこなわれれば、全て土地寄進の御墨付きであることは間違いありません。そうであるならば、寺社奉行所より僧達に論し申されればありがたく、それがこの御墨付きの意味だと考へております。

先年、立山檀が原の御林の差配につきまして、算用場奉行が取り調べられ、寺領への寄進は明らかであることが書状で言い渡されました。しかし、郡代様にどのように申し上げても、「前田五郎様のお墨付きにも取り上げていないのでないものも同様である。」から郡奉行の支配であると申され、算用場奉行の取り調べもしりぞけられて迷惑この上ないことです。

私達は、社地や居住地について再び詮議してほしいと願ひ出ましたが、今まで何も連絡のないまま、今度の大地震の後、山崩れや洪水の大惨事がおこり2度も土砂が押し寄せました。以前の願ひの提出書類の通り、宿坊だけではなく刀尾天神の社も神領である寄進地を離れ郡地に再建することは、神仏の加護にそむく恐ろしい行為であります。何分非常事態のことですので、ただちに替え地をし、お墨付きの神地と郡地の境が混乱しないようにしていただければ、神地において再建いたし宿坊も転寺いたし、古いしきたりの通り24坊すべて制札の通り残ります。そうならば私達は、祈願社職を仕ることができますので、どうか、私たちの願ひをお聞き下さりますよう御願ひ致します。しかし願ひ通り取り上げられないときは、私達にとっては後々まで悲しいことであり、祈願のさしさわりにもなります。そこで、恐れながら先年の願書の詳細な書状とお墨付きの写しを添えて、私たちの願ひを察していただき、お慈悲をもって裁判をして下さいますようお願いいたします。

しかし、裁判をされないときは、私達衆徒は皆お

とろえすたれていきます。さらにお墨付きにある境界が決められないときは、先代様に申し訳なく、また私たちも立山大権現に罰をくだされ、なおさら長年の教え戒めを漏らして、当時の居住地がなくなることには昼夜心を痛め言葉では言い表せません。恐れながら、衆徒一同変わらずに祈願できますよう、以前に御願いしたとおり寺社奉行支配として落着くようお願いいたします。もっとも地主神の再建を安易な場所にきめては地主神の怒りを買うので、どうか格別の趣旨と神のみこころをもって建て替え、私たちの願いとおりに仰せられれば、神のみこころもかなえられることと存じます。

そうならば、寺社奉行所の支配のもと、祈願社職として法道を立て国制を守り、多くの僧たちが僧道をつかさどることができますので、格別の取り扱いの裁判を偏にお願いいたします。これによって、神地居住の垣根境のうち、転地場所を絵図に調べて申し上げ、以前に願ひ書きの通りまちがいなく、神地にて土地の損分がわからなくならないよう仰せくださいますようお願いいたします。

安政5年(1858)年6月 立山別当岩嶺寺

寺社奉行所

衆徒中 印

この岩嶺寺衆徒の嘆願に対して、寺社奉行前田監物(孝連)は藩年寄の奥村河内守(栄通)に次のような意見書を提出している。(史料③)

立山温泉等の場所が安政5年(1858)の春に地震に遭い、山に沿って川がせき止められ水溜りができ、それがあふれ洪水となり、岩嶺寺衆徒の9つの坊が流されました。そこで、泥をかぶり居住ができなくなったため居住地を替えたいと願ひ出たところ、衆徒の住むところは勿論神領地までも郡奉行所の支配であることを先に言い渡され、衆徒一同大変心配しております。今度、衆徒達が別紙嘆願書に絵図面2通を添えてさしだしてきたので、寺社奉行所においていろいろと調べたところ、全て寺社側の普請場所

の寄進地は拝領地内であり、改作奉行の年貢免除の土地であり、郡奉行の支配場所ではありませんでした。寛政年間(1790年代)にはすでに、木の伐採について岩嶺寺衆徒は立山を寄進山と書き記し、算用場において詮議がありましたが、算用場が立山が寄進山ということを知らないために衆徒らがたしかなる書状として伝えられた書物をさしだしたところ、そのうち前田五郎兵衛様のお墨付きの写しに、「立山寺のことは寄進地であるから、衆徒神主は一切諸役を免除する。」とされ、それゆえ寺領としての寄進であり、諸役御免のことは明らかであります。算用場では、衆徒達がこのような書状を所持して、寄進山と心得てははなはだ心得違いであり、書状の表には御林山の義は決められていると申し渡しています。その頃まで衆徒たちは、立山は全て寄進地と心得ていたところ、算用場ではその義は知らないとし、衆徒達が差し出した書物をもってしても、算用場と郡奉行の元には確かなる証拠もなく、右の書状により立山全てが寄進山とは衆徒達の心得違いとしても、寺領地寄進については確かに定められています。しかし郡奉行の解釈は、「あくまでも諸役免除の書状である。」としていますが、私たちににおいては諸役御免のうち、特に寄進地の裁判の書状と承知しており、右のほかにも神領地に諸堂を立てる際の趣意の取り調べの書状もあります。

さらに、寛政年中(1790年代)の制札のなかにも、「立山諸堂境内において伐林の事」とあり、右制札が焼けて天保年中に以前の通り仰せつけられ、右の書状をもってしても郡奉行の支配ではなく、普請所の趣意にあてはまります。よって、別紙嘆願書及び絵図面を普請所で調べ、外にわたしたちが前もって出した趣意書及び書状を添え、あわせて4通提出いたしますので、詮議してください。峯本社・室堂から禪定道の麓の前立本社は、古くから岩嶺寺が支配してきたことに間違いなく、峯本社のこのたびの再建についても岩嶺寺へ申しつけられ、郡方には何も仰

せられませんでした。

よって、前田五郎兵衛様のお墨付きの通り、前立本社及び衆徒の住居と境内地を検地し、改めて寄進地と申し渡されたく、また芦嶺寺嬭堂の地についても同様であります。このことについて私たちからもお願いし、土地が紛らわしくは、末社再建にも差し障り、当面9坊移転のことに差し支えて、衆徒達も困惑しております。そこでまず境内地について詮議していただき、衆徒の願いの趣意を聞きとどけてもらいたくお願い致します。

安政5年(1858)8月9日

前田監物(孝連) 寺社奉行

奥村河内守様(栄通) 様

寺社奉行の意見書に対して、藩年寄の本多播磨守(政均)は取次人山森権太郎をとおして次のような判断を下している。(史料④)

越中立山岩嶺寺芦嶺寺衆徒の身支配については、天保14年(1843)以来寺社奉行と郡奉行との間で話し合いがもたれている。そこで詳しく調べた結果、嘉永6年(1853)3月に、立山についての境の差配もあり、衆徒の身支配を全て寺社奉行支配とすることは、他の寺庵と比べても難しいことである。しかし、前田利家公のお墨付きにも衆徒中と明記されていることから、宗務についての身分は寺社奉行支配とするが、衆徒の居住地から社地まで全て新川郡奉行支配地とし、村御印に両寺百姓とあることから、山方・高方の身分は郡奉行支配とする。これにより、芦嶺寺等の身分は両方の支配であるので、その書状によっては郡奉行と相談しなければ不都合も生じるので、衆徒達が勘違いしないよう諭すように寺社奉行と郡奉行へ申し渡す。

しかし、衆徒達は「社地境内は寄進地の印章があり、祭礼をつつがなきよう実施せよと先代様より仰せられおります。社地境内とは、嬭堂・大宮・若宮への寄進の土地であると認識し、諸堂は作事所によ

り普請されております。それゆえに、境内地を郡奉行支配とすることは先代様に対しても恐れ多く、宗務に携わっている衆徒身分がたたないの、社地境内地は寺社奉行支配にして下さい。」と願っていたが、いろいろ評議をした結果、両支配と申し渡した。その理由は、前田五郎兵衛様の書状をもって寄進地としてとりあげては、国内の寺庵だけではなく利家様のお墨付きを所持している多くのところにも支障があるからである。そのほか衆徒達はいろいろと申し立ててはいるが、両支配についてはよく理解をするようにして寺社奉行がとりあげなかったところ、何を心得違いをしたのか納得いかないと申し出た。

寺社奉行所では、「裁判で衆徒がもし変死したり事故にあった場合、法義(寺社方)と高方(郡方)へどのように説明すればいいのかを明らかにしなければならない。もともと1人の身体を双方(寺社方・郡方)から支配することは、いろいろと混乱もあり、事故などは区別しようがない。高(土地)を所持しているため、従来両支配になっており、妻帯もして百姓同様であるから、法義のほかは郡奉行支配といわれるが、立山に限らず真言宗の中には妻帯しているものもあり、一山も天台宗で妻帯しており常設の寺とは違う。また、寛文年中(1660年代)の高方の書類には、両寺とも百姓との記載があるから、その身分により郡奉行が支配としているが、あくまでも年貢収納に対しての名目であり、目代をたてて郡奉行にに対応している。」と申し立てていることを別冊において聞き及んでいる。また、先頃地震で流された9軒の宿坊についても、いまだに再建ができないことについては、別紙のと通りの願いについて算用場奉行にて詮議され、郡奉行にても詮議されたと聞いている。

郡奉行では、「衆徒達が前田五郎兵衛様からのお墨付きを土地の寄進状とし、かつ制札は寄進地境内にだされたと述べているが、制札がいかなるもので

あろうと岩嶺寺などへの歴代の藩主様よりのお墨付きは、土地一帯の寄進としてではなく、百俵の石高の寄進である。村御印の表書きには寄進高の記入もなく、さらに私たちが調べたところ、前田五郎兵衛様からのお墨付きの写しには、立山寺は寄進地であるから衆徒・神主の諸役などは無いように利家様へも許可を得ているとあるが、諸役免除までとは聞いていない」と申し立てている。

前段に前田五郎兵衛からのお墨付きをもっていちいち寄進地としてとりあげていては、他の寺へも影響を及ぼすとあるが、すでに諸役免除はお墨付きのとおり現在も実施されており、寄進地についても調べられたとおりで、外の差し障りにはならない。しかし古い書物の村御印の表書きには両寺百姓と記載されているが、衆徒らは利家様以来の所持している書物にはいずれも寺号や衆徒中とあり、百姓の名目はないと申している。そうであるならば寺社奉行の認識のとおり、村御印の表書きは、高方についてのみの意味だとして申さなかったところ、嘉永の年の裁判では衆徒達が納得できないとして寺社奉行が論しても聞き入れなかった。衆徒たちは、「本来御領国では、国を守る祈願所であり、利家様以来崇敬されお目見えもでき、寺社奉行の支配下にあり、間違はなく私達は僧の身分である。しかし、土地を持っているからといってすべて百姓の取り扱いにはあたらない」として、嘉永の年の調べでは追請を出さなかった。

嘉永6年にひとたび裁定を下したが、両奉行とも不十分な解釈であったので、結局以前に立ちもどって「身分はすべて寺社奉行支配とし、高方については新川郡郡奉行と改作奉行が取り扱い、岩嶺寺・芦嶺寺とも目代を立て郡奉行の支配を受けることとする。郡奉行には、境筋についての差配もあるが、身分が寺社奉行支配だからといって差配に不行き届きがないようにし、高方については郡奉行にて取り締まり、両奉行の支配をはなれることなく、差配はお

互いを立てて行いなさい。また、社地や衆徒居住地はあらためて寺社奉行の支配とし、敷地境界が混在している所は、来春の雪解け後双方立ち会いのもと見分する。」と申し渡した。これにより、前々から提出されている別紙21品を見なさい。

十月二十八日

本多播磨守（政均）

藩では、岩嶺寺衆徒の嘆願を聞き入れ嘉永6年（1858）の裁定を覆し、身分はすべて寺社奉行支配とし、社地や衆徒居住地はあらためて寺社奉行の支配とした。

2-3. 萬延元年（1860）の裁定に対する郡奉行の申し立て

藩年寄の裁定に対して、新川郡奉行の金谷孔彰が算用場へあらためて申し立てを行っている。以下は、その理由書である。

『新川郡岩嶺寺等身支配方之義二付心附之趣御内達物控』⁷⁾より、以下を翻刻、一覧する。

【史料】⑤

新川郡岩嶺寺芦嶺寺身支配方之儀、嘉永六年御裁判被仰渡、右両寺一端者承伏仕候得共、其以後種々寺社奉行中江歎願以多し時ニ、為御詮義御渡、私共詮義之趣御達申置候處、旧冬改而御裁判被仰渡、委曲承知仕候得共、嘉永六年御裁判御座候儀者、新ニ御詮義有之被仰渡候儀ニ而茂無御座、在来之通り置而被仰渡候哉ニ被存候。

元来右両寺者、御様子茂御座候由ニ而、外寺庵与違ひ往古以来両支配ニ被仰渡、高方山方暨社地立山敷地社人衆徒居住所迄茂私共一円支配仕、只法儀ニ拘り候事迄寺社奉行中支配ニ被仰渡、聊カ申分之筋無御座候處、天保年間以来掛合ニ相成候儀者、全社人衆徒置キ御趣意を忘脚仕、外寺庵同様与心得違仕、奢侈僭上之風俗ニ押移り、百姓之姿を以私共支配仕候儀を恥辱与存込候ニ付、寺社奉行中江種々歎願仕、

寺社奉行中ニ而ハ深キ御様子も御座候而、兩支配ニ被仰渡候儀者存申間敷哉、寺庵者同一躰与相心得御達申候儀、一端之儀者無據相聞得申候。

乍恐於御上茂打返御詮儀之上御裁判被仰候儀を、今更私共彼是申立候儀誠以奉恐如何敷申分ニ候得共、今度被仰渡候御覚書之内、高方等ニ付而之義者右御郡奉行并改作奉行取捌、兩寺共目代を立、右奉行等支配を為受可申、社地并衆徒居住所之儀も改而各支配ニ可申渡旨被仰出候、且又右社地等敷地之義、各与御郡奉行齟齬之儀も有之候条、來春雪消次第双方申談見分等有之、敷地境界等取極可被申聞候。

右様之御文面ニ而ハ、廣大成立山暨敷地迄茂寺社奉行中支配ニ被仰付候様之御文勢ニ相見得申候、若ケ様ニ相成候時者、是迄兩支配ニ被仰渡、立山者不及申社人衆徒居住所迄茂私共支配地ニ被仰渡候、深キ御趣意茂相立申間敷哉、於御文格茂乍恐御指支ニ可相成哉与被存候。其子細者如何敷申方ニ候得共、立山者信州之境飛騨二隣り黒部山之統、殊ニ硫黄茂出候ニ付、種々御様子も有之由ニ而、三州第一之御縮山与被成置候。乍恐御縮山与被成置候御趣意者難斗御座候得共、惣して越中国者御戦畧を以御取治候被遊候由、御夜話ニも其趣御意御座候由書記御座候。

往古佐々成政者、立山之嶺統キ字ナざらと申處を打越つ、信笏江通行以多し謀畧咄候儀ニ御座候。立山者実ニ飛信之御境間通茂御座候枢要之地ニ而、甚御様子も御座候由ニ而、御縮山ニ被仰渡候哉ニ奉恐察候、且又岩崎寺芦崎寺江御寄進米等被下置結構之御取扱ニ相成候儀者、立山権現を御尊敬而巳尔而も無御座哉。戦国之節御入国之刻者、地理等之儀委曲無相知、御縮方も當今之様ニ御行届者一時ニ相成兼可申候ニ付、其土地之人民江御恩訣を以御懐ケ被遊、地理之様子暨其所之御縮方も被仰渡候哉ニ相見得申候。(中略)

酉 二月

新川御郡奉行

岩崎寺・芦崎寺の身分支配については、嘉永6年(1853)の裁判にて兩寺とも1度は承知したにもかか

わらず、それ以後たびたび寺社奉行へ嘆願していました。そこで萬延元年(1860)冬に改めて詮議され、以前の支配に立ちもどるよう言い渡されました。

元來、岩崎寺・芦崎寺は他の寺庵とは違い、古くから郡奉行と寺社奉行の兩支配でした。しかし天保年間以降に論議となったのは、社人・衆徒が他の寺庵と同様と心得違をし、贅沢な生活にうつりかわり、百姓の姿をして私どもの支配を恥辱と考え寺社奉行所へたびたび嘆願したことからです。寺社奉行も兩支配と考えておられなく、寺庵は全て同じとしておられました。

私どもは打ち返し詮議された裁決に異議はありませんが、この度の覚書の中で、「高方については郡奉行と改作奉行でとりあつかい、兩寺には目代を置いて支配し、社地や衆徒居住地は改めて寺社奉行支配とする。社地等の敷地は、寺社奉行と郡奉行の間でくいちがいがないように、來春の雪が消え次第双方で立ち会って検分し、敷地の境界をきめよ。」と聞きました。

このような文面では、広大な立山およびその敷地までも寺社奉行支配の文章と受け止められます。もし、このようになれば、立山だけではなく衆徒の居住地まで私達の支配地から離れ、とりしまりの妨げになります。その事由は、立山は信州と飛騨に隣接しており、特に硫黄も産出し、他にもいろいろな事情により、領内第一のとりしまり山となっているからです。とりしまりの山となる旨についてはうかがい知ることはできませんが、およそ越中は戦略によって治められ、夜話(大事な話)にもその旨が書き記されています。

昔、佐々成政は立山ざら越えを行い、信州へ抜けたという話があります。立山は、飛騨と信州の境の通行の要の地であり、事情もあって、とりしまりの山になっていると推察できます。また、岩崎寺・芦崎寺に加賀藩が寄進米をつかわし配慮している訳は、立山権現を崇拜するのみだけでなく、戦国時代に

領国を治めるにあたって、その土地の人々に恩恵を施し地理を知り差配を行うためであったと見受けられるからです。

文久元年二月 新川御郡奉行（金谷与十郎）

文久元年（1861）2月の新川御郡奉行の金谷孔彰（与十郎）の申し立てに対して、4月26日付で算用場では、この春に雪消え次第社地等の敷地の検分をなす予定のところ「右為見分等登山之義御詮儀之趣有之、被指留候段」として中止する旨を両寺に通知している。²⁷⁾ これに対して、5月岩嶺寺衆徒は、郡奉行所より身分支配についての通告がなく、社地敷地の境界などの見分中止を通知されたことは納得いかないとして、寺社奉行所に申し出ている。²⁸⁾

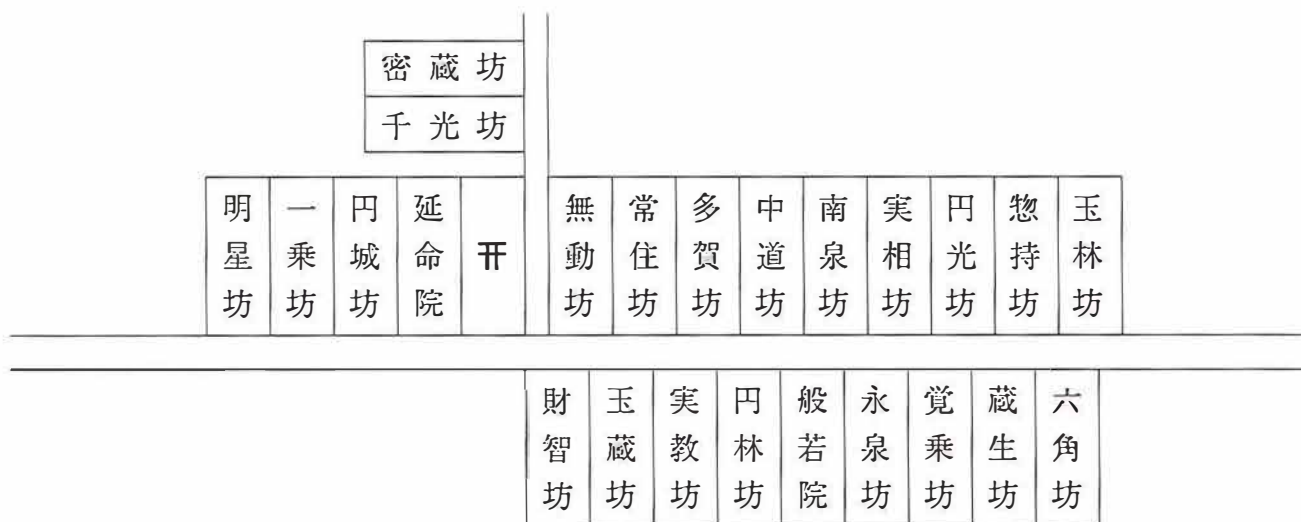
2-4. 小結

加賀藩は、嘉永6年（1853）の裁定では、宗務についての身分は寺社奉行、高方・山方及び社地敷地や衆徒の居住地までは郡奉行支配とした。しかし岩嶺寺衆徒は、前田五郎兵衛の御墨付き（写真②）や藩による堂社普請などを根拠に再度裁判をしてほしいと寺社奉行所に願い出た。寺社奉行においても「耆人之身軀を双方も致支配」しては、いろいろと混乱をきたすとして、衆徒の願いを聞き届けてもらい

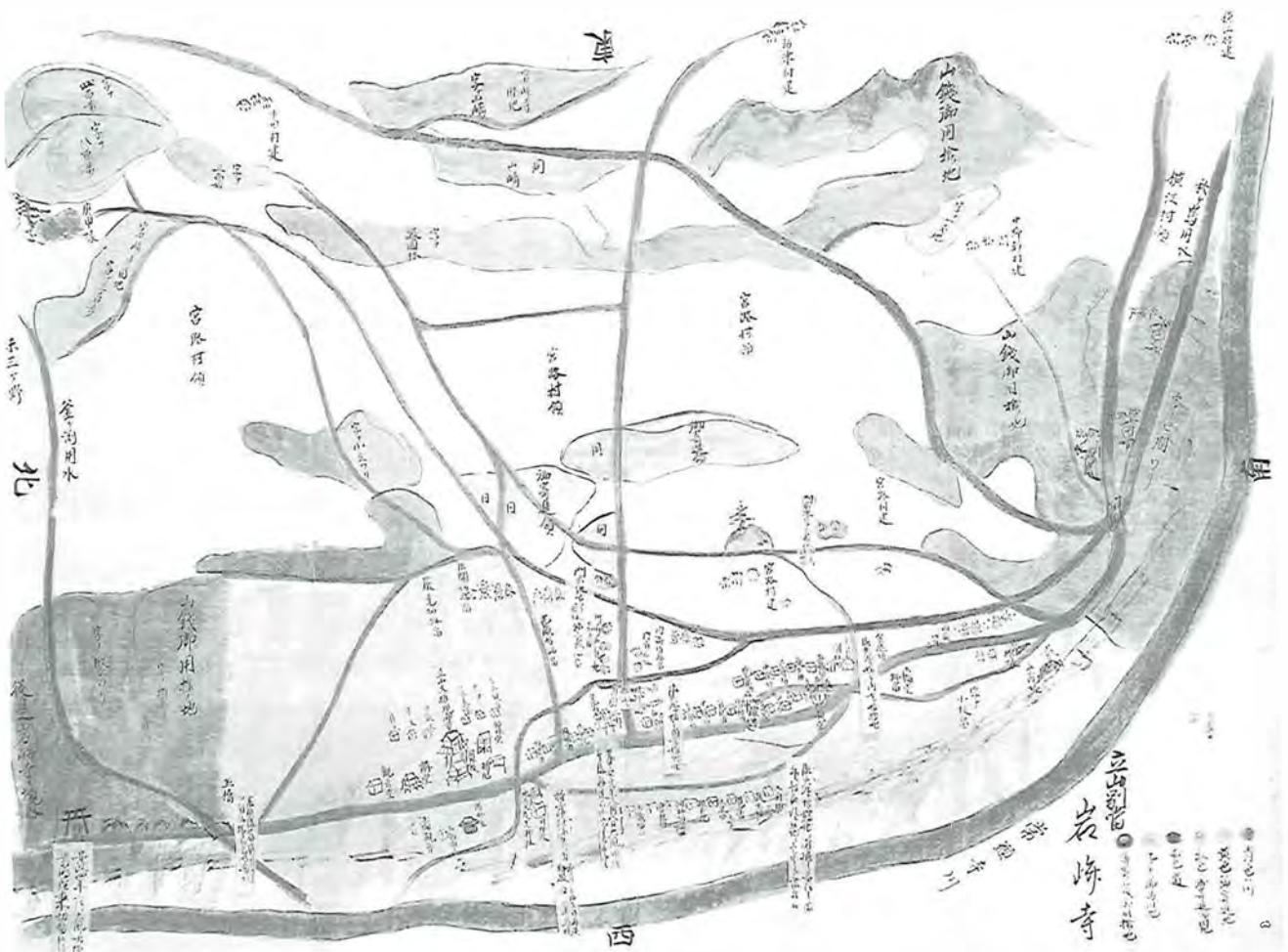
たいと申し立てている。そこで藩年寄は、萬延元年（1860）に再び審議し、嘉永6年の裁定を覆し衆徒の身分はすべて寺社奉行支配とし、社地や衆徒居住地はあらためて寺社奉行の支配とした。

この裁定に対して、新川郡奉行金谷孔彰は納得がいかないとして、算用場へ異議を申し立てている。藩の裁定に対しての異議の背景には、おもてむきは衆徒達が百姓の姿をしながら資沢な生活をして郡奉行の支配を恥辱としたことであるが、内実は立山の広大な領域におけるとりしまりの差配や経済的な利権をめぐる郡奉行と寺社奉行の確執があるのではないかと考えられる。

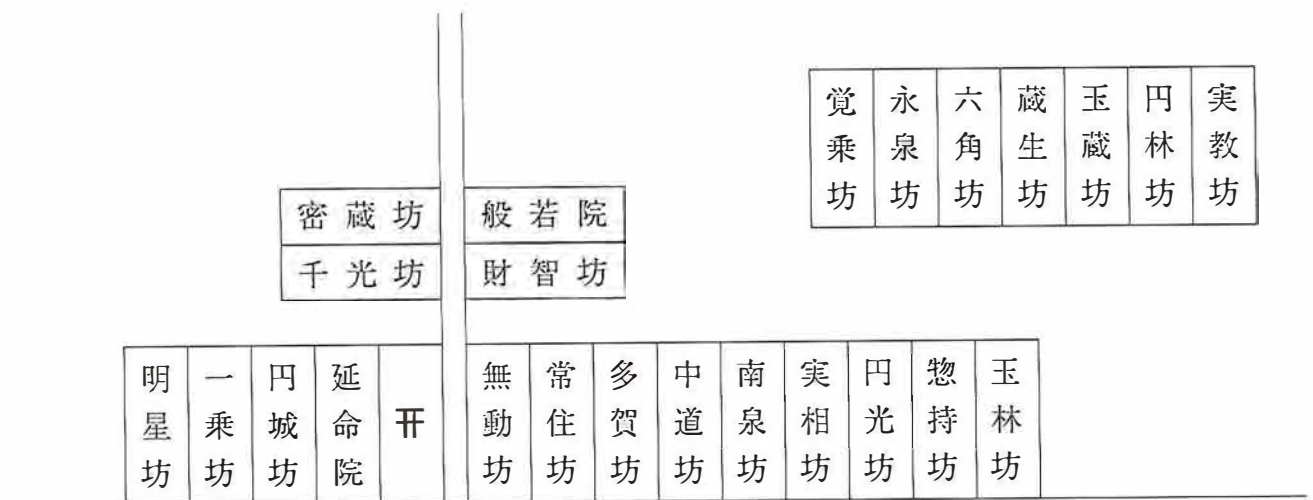
その結果、翌年の文久元年（1861）の社地敷地の検分は中止され、岩嶺寺衆徒は、この状況を寺社奉行所に訴えている。このあと寺社奉行からの書状は見あたらないが、結局衆徒達の申し立てが認められたのか、7月16日において高野組才許神保助三郎・伊東彦四郎より、萬延元年の裁定にもとづいて、岩嶺寺・芦嶺寺に対し請書を差し出すように命じられている。²⁹⁾ 芦嶺寺では、翌日目代宝泉坊をして請書を提出している。³⁰⁾ また、岩嶺寺については請書はみあたらないが、岩嶺寺絵図（写真③）には地震により流された9坊が再建されていることから（図②）、萬延元年の裁定が実施されたと考えられる。



第1図：安政の大地震以前の岩嶺寺宿坊家の配置略図



写真③：「岩崎寺同坊中等敷地震災流失箇所見取絵図」 岩崎寺前立社壇蔵絵図19



〈流失九ヶ坊〉

第2図：安政の大震災以後の岩崎寺宿坊家の配置略図

まとめ

本稿では、加賀藩の靈山御師に対する支配を知る一助として、宗教村落岩嶺寺の構成を検証し、衆徒の身分支配について、裁判の一連の経緯を中心に捉えてきた。

加賀藩は、岩嶺寺に対して前田利家以来100俵の地を寄進し庇護してきた。岩嶺寺の宿坊は、近世のはじめまで24坊に確定するのに多少の変遷はあったが、江戸時代を通して24軒の坊家で固定的に存在していた。門前の百姓については、高持百姓が減少し藩政末期に高持百姓はいなくなったことがわかる。ただし村落の人口については、芦嶺寺に現存するような「宗門改帳」などが見あたらなく、衆徒と社人あわせた数がわずかに寛政元年（1789）の巡検使への報告での98人と安政5年（1858）の救助米要請時の184人の史料にしか見られないため、検証はむずかしい。今後も岩嶺寺関係史料を調査することによ

り、さらなる解明につとめていきたい。

このような宗教村落岩嶺寺の衆徒に対して、19世紀中頃における加賀藩内での寺社奉行所と郡奉行所の身分支配の対立は、藩の裁定を覆すほど長期間に及んでいる。新川郡奉行は、算用場奉行を通して判断を求めているが、最終的な藩の裁定は藩年寄によって下されている。この身分支配をめぐる背景には、岩嶺寺敷地内の社地や衆徒居住地への支配もさることながら、立山という広大な土地をめぐる利権争いが考えられる。

では、藩政末期において、同じ加賀藩内部での役所同士が対立する原因はどこにあったのか。また、岩嶺寺・芦嶺寺以外の白山・倶利伽羅・石動山・能州一宮などの加賀藩祈願所では身分支配の混乱はなかったのかといった問題は、加賀藩政史を捉える上での今後の検討課題としておきたい。

註

- 1) 『立山博物館研究紀』第1号所収、49～63頁、富山県〔立山博物館〕、1994年3月
- 2) 富山県〔立山博物館〕図録『山宮に生きる』所収、40～43頁、富山県〔立山博物館〕、2003年9月
- 3) 富山県〔立山博物館〕図録『山宮に生きる』所収、44～45頁、富山県〔立山博物館〕、2003年9月
- 4) 『富山史壇』第142・143合併号所収、105～108頁、越中史壇会、平成16年3月
- 5) 「三ノ巻」とは、芦嶺寺の衆徒・社人が宗務を執行するにあたり、門前の百姓に対してその諸経費の三分の一を負担させていたことをさす。しかし天保14年(1843)以来百姓たちが「門前百姓」ではないとして、「三ノ巻」の負担をしなくなり、衆徒・社人との間で争論となった。
- 6) 『立山衆徒支配一件』2冊・絵図2枚原題『立山岩嶺寺芦嶺寺衆徒身分等重而寺社奉行支配被仰付候一件』附『立山衆徒支配一件立山絵図』(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)
- 7) 『新川郡岩嶺寺等身支配方之義二付心附之趣御内達物控』8丁旧書名『岩嶺寺等身支配方に付御内達物控』(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)
- 8) 『越中立山古文書』(木倉豊信編、国書刊行会、昭和37年)
- 9) 『越中立山古記録』2巻(広瀬誠編、立山開発鉄道株式会社、1990年4月)
- 10) 『越中立山古文書』資料No.1 153頁～157頁
- 11) 『越中立山古文書』資料No.3 157頁～159頁
- 12) 『越中立山古文書』資料No.4 159頁
- 13) 『越中立山古文書』資料No.8 161頁
- 14) 『越中立山古文書』資料No.39 175頁
- 15) 『岩嶺寺延命院文書』岩嶺寺延命院には、近世の寺社・村などに関する文書129点、近代の社寺・村などに関する文書249点が所蔵されている。
- 16) 『越中立山古記録』1巻23頁～24頁岩嶺寺から藩へ提出した書類を、芦嶺寺側が写した記録
- 17) 『越中立山古文書』資料No.251 260頁～262頁
- 18) 『越中立山古文書』資料No.138 215頁
- 19) 『越中立山古文書』資料No.177 239頁
- 20) 『越中立山古文書』資料No.273 270頁～271頁
- 21) 『岩嶺寺多賀坊文書』岩嶺寺多賀坊には、近世の寺社・村などに関する文書129点、近代の社寺・村などに関する文書13点が所蔵されている。
- 22) 『越中立山古文書』資料No.251 260頁
- 23) 『越中立山古文書』資料No.366 303頁
- 24) 『越中立山古文書』資料No.158 232頁
- 25) 詳細については、拙稿「岩嶺寺衆徒の出開帳」(『立山博物館研究紀』第10号所収、47～62頁、富山県〔立山博物館〕、2003年3月)
- 26) 『越中立山古記録』2巻15頁
- 27) 『越中立山古文書』資料No.384 308頁～309頁
- 28) 『越中立山古文書』資料No.385 309頁～311頁
- 29) 『越中立山古文書』資料No.383 308頁
- 30) 『越中立山古記録』2巻195頁 196頁

本稿における史料の凡例は以下のとおりとした。

- ・句読点は筆者が付した。
- ・適当な段落を設け、改行した。
- ・藩主などに敬意を表するため 闕字・改行の礼をとってある場合は、これを無視した。
- ・変体仮名はひらがなに直した。
- ・「より」は原本に即して「記号」で示した。
- ・旧字、異体字は可能な限り常用漢字に直した。